

■ 共生型専門型訪問サービス（独自）サービスコード表①（令和3年4月1日～）

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
A2 1111	訪問型独自サービス専門型Ⅰ	専門型訪問 要支援1・2	1,176	1月につき	
A2 1112	訪問型独自サービス専門型Ⅰ・同一	サービス費(独自)Ⅰ (週1回程度)1176単位	1,058		
A2 1211	訪問型独自サービス専門型Ⅱ	専門型訪問 要支援1・2	2,349		
A2 1214	訪問型独自サービス専門型Ⅱ・同一	サービス費(独自)Ⅱ (週2回程度)2349単位	2,114		
A2 1321	訪問型独自サービス専門型Ⅲ	専門型訪問 要支援2	3,727		
A2 1324	訪問型独自サービス専門型Ⅲ・同一	サービス費(独自)Ⅲ (週2回超)3727単位	3,354		
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200		
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	(1)生活機能向上連携加算Ⅰ	100		
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(2)生活機能向上連携加算Ⅱ	200		
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の137/1000 加算
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の100/1000 加算	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 55/1000 加算	
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算Ⅳ	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算Ⅴ	(3)で算定した単位数の 80% 加算	
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		介護職員等特定処遇改善加算	(6)介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の63/1000 加算
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(7)介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の42/1000 加算
A2 8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日まで上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応分(専門型訪問サービス費Ⅰ～Ⅲまで)		所定単位数の1/1000加算	
● 契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)					
A2 2111	訪問型独自サービスⅠ日割	専門型訪問 要支援1・2	39	1日につき	
A2 2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一	サービス費(独自)Ⅰ (週1回程度)1176単位	35		
A2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割	専門型訪問 要支援1・2	77		
A2 2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一	サービス費(独自)Ⅱ (週2回程度)2349単位	69		
A2 2321	訪問型独自サービスⅢ日割	専門型訪問 要支援2	123		
A2 2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一	サービス費(独自)Ⅲ (週2回超)3727単位	111		

● 共生型サービスを利用する場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A2 6361	訪問型独自共生型サービス居宅介護Ⅰ	共生型訪問型独自サービスを利用する場合	指定居宅介護事業所(基礎研修課程修了者等)が行う場合	所定単位数の30%減算
A2 6362	訪問型独自共生型サービス居宅介護Ⅱ		指定居宅介護事業所(重度訪問介護研修修了者)が行う場合	所定単位数の7%減算
A2 6363	訪問型独自共生型サービス重度訪問介護		指定重度訪問介護事業者が行う場合	所定単位数の8%減算

※ 尼崎市における共生型サービス実施は平成30年10月1日からとなります。
 ※ 共生型サービスを利用する場合、サービスコード表マスタには同コードがございませんので国保連合会に請求せず、尼崎市へ直接ご請求いただきますようお願いいたします。
 (国保連合会へご請求されても受理されません。)

■ 共生型標準型訪問サービス（独自）サービスコード表②（令和3年4月1日～）

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
A2 1121	訪問型独自サービス標準型Ⅰ/2	標準型訪問 事業対象者・要支援1・2	941	1月につき	
A2 1124	訪問型独自サービス標準型Ⅰ/2・同一	サービス費(独自)Ⅰ (週1回程度)941単位	847		
A2 1221	訪問型独自サービス標準型Ⅱ/2	標準型訪問 事業対象者・要支援1・2	1,879		
A2 1224	訪問型独自サービス標準型Ⅱ/2・同一	サービス費(独自)Ⅱ (週2回程度)1,879単位	1,691		
A2 1331	訪問型独自サービス標準型Ⅲ/2	標準型訪問 要支援2	2,982		
A2 1334	訪問型独自サービス標準型Ⅲ/2・同一	サービス費(独自)Ⅲ (週2回超)2,982単位	2,684		
A2 4011	訪問型独自サービス初回加算/2	初回加算	160		
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の137/1000 加算
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の100/1000 加算
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の 55/1000 加算
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算Ⅳ	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算Ⅴ	(3)で算定した単位数の 80% 加算	
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		介護職員等特定処遇改善加算	(6)介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の63/1000 加算
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(7)介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の42/1000 加算
A2 8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日まで上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応分(専門型訪問サービス費Ⅰ～Ⅲまで)	所定単位数の1/1000加算		
● 契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)					
A2 2121	訪問型独自サービス標準型Ⅰ日割/2	標準型訪問 事業対象者・要支援1・2	31	1日につき	
A2 2124	訪問型独自サービス標準型Ⅰ日割/2・同一	サービス費(独自)Ⅰ (週1回程度)	28		
A2 2221	訪問型独自サービス標準型Ⅱ日割/2	標準型訪問 事業対象者・要支援1・2	62		
A2 2224	訪問型独自サービス標準型Ⅱ日割/2・同一	サービス費(独自)Ⅱ (週2回程度)	56		
A2 2331	訪問型独自サービス標準型Ⅲ日割/2	標準型訪問 要支援2	98		
A2 2334	訪問型独自サービス標準型Ⅲ日割/2・同一	サービス費(独自)Ⅲ (週2回超)	88		

● 共生型サービスを利用する場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A2 6361	訪問型独自共生型サービス居宅介護Ⅰ	共生型訪問型独自サービスを利用する場合	指定居宅介護事業所(基礎研修課程修了者等)が行う場合	所定単位数の30%減算
A2 6362	訪問型独自共生型サービス居宅介護Ⅱ		指定居宅介護事業所(重度訪問介護研修修了者)が行う場合	所定単位数の7%減算
A2 6363	訪問型独自共生型サービス重度訪問介護		指定重度訪問介護事業者が行う場合	所定単位数の8%減算

※ 尼崎市における共生型サービス実施は平成30年10月1日からとなります。
 ※ 共生型サービスを利用する場合、サービスコード表マスタには同コードがございませんので国保連合会に請求せず、尼崎市へ直接ご請求いただきますようお願いいたします。
 (国保連合会へご請求されても受理されません。)

■ ～経過措置(令和3年4月1日～令和6年3月末)～ 共生型標準型訪問サービス（独自）サービスコード表②-2

サービスコード	サービス内容略称	算定項目(令和3年度 訪問介護員派遣 経過措置) 専門型×0.9	合成単位数	算定単位	
A2 1131	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅰ/3	標準型訪問 事業対象者・要支援1・2	1,058	1月につき	
A2 1134	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅰ/3・同一	サービス費(独自)Ⅰ (週1回程度)1,058単位	952		
A2 1231	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅱ/3	標準型訪問 事業対象者・要支援1・2	2,114		
A2 1234	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅱ/3・同一	サービス費(独自)Ⅱ (週2回程度)2,114単位	1,903		
A2 1341	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅲ/3	標準型訪問 要支援2	3,354		
A2 1344	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅲ/3・同一	サービス費(独自)Ⅲ (週2回超)3,354単位	3,019		
A2 4021	訪問型独自サービス初回加算/3	初回加算	160		
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の137/1000 加算
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の100/1000 加算
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の 55/1000 加算
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算Ⅳ	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算Ⅴ	(3)で算定した単位数の 80% 加算	
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		介護職員等特定処遇改善加算	(6)介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の63/1000 加算
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(7)介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の42/1000 加算
A2 8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日まで上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応分(専門型訪問サービス費Ⅰ～Ⅲまで)	所定単位数の1/1000加算		
● 契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)					
A2 2131	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅰ日割/3	標準型訪問 事業対象者・要支援1・2	35	1日につき	
A2 2134	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅰ日割/3・同一	サービス費(独自)Ⅰ (週1回程度)1,058単位	32		
A2 2231	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅱ日割/3	標準型訪問 事業対象者・要支援1・2	70		
A2 2234	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅱ日割/3・同一	サービス費(独自)Ⅱ (週2回程度)2,114単位	63		
A2 2341	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅲ日割/3	標準型訪問 要支援2	110		
A2 2344	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅲ日割/3・同一	サービス費(独自)Ⅲ (週2回超)3,354単位	99		

● 共生型サービスを利用する場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A2 6361	訪問型独自共生型サービス居宅介護Ⅰ	共生型訪問型独自サービスを利用する場合	指定居宅介護事業所(基礎研修課程修了者等)が行う場合	所定単位数の30%減算
A2 6362	訪問型独自共生型サービス居宅介護Ⅱ		指定居宅介護事業所(重度訪問介護研修修了者)が行う場合	所定単位数の7%減算
A2 6363	訪問型独自共生型サービス重度訪問介護		指定重度訪問介護事業者が行う場合	所定単位数の8%減算

※ 尼崎市における共生型サービス実施は平成30年10月1日からとなります。
 ※ 共生型サービスを利用する場合、サービスコード表マスタには同コードがございませんので国保連合会に請求せず、尼崎市へ直接ご請求いただきますようお願いいたします。
 (国保連合会へご請求されても受理されません。)